配当公告

岡山県倉敷市福田町古新田七四五番地一
破産者　佐伯　啓一

右の者に対する岡山地方裁判所倉敷支部平成二十七年（フ）第二三三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金一七九、一六八、八四〇円

一、配当することのできる金額
金一一、八六二、〇八八円

平成二十七年十月五日
岡山県倉敷市阿知三丁目三番一号大橋ビル三階　あおば中央法律事務所
破産管財人　弁護士　濱田　弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県一関市赤荻字福泉一一八番地、最後の住所岩手県一関市山目字中野二〇二番地一　千田アパート五号
被相続人　亡　阿部　典夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月五日
岩手県一関市青葉一丁目六番四　シャトレー壱番館五〇一　さとの法律事務所
相続財産管理人　弁護士　赤津　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県柏市常盤台五番、最後の住所千葉県柏市常盤台五番一六―三〇三号
被相続人　亡　山下　孝**博**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月五日
茨城県つくば市吾妻三丁目一八番地七常陽MKビル二〇二号土田司法書士事務所
相続財産管理人　**土**田七百人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県深谷市大字東方三三八四番地一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　武田　築雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月五日
埼玉県熊谷市仲町三五番地　埼玉ひまわり法律事務所
相続財産管理人　弁護士　加藤　純二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県深谷市大字東方三三八四番地、最後の住所埼玉県熊谷市大字東別府七二七番地四
被相続人　亡　武田　久康

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月五日
埼玉県熊谷市仲町三五番地　埼玉ひまわり法律事務所
相続財産管理人　弁護士　加藤　純二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県彦根市賀田山町四六六番地、最後の住所滋賀県草津市若草五丁目五番地七
被相続人　亡　辰巳　勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月五日
事務所滋賀県大津市梅林一―三―一三リンカーンビル五階琵琶湖法律事務所
相続財産管理人　弁護士　不破　俊之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市南区西九条東島町三一番地の五、最後の住所大阪市西淀川区出来島一丁目一二番六―三〇四号　被相続人　亡　長谷川**房**江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月五日
京都市中京区烏丸通二条上ル蒔絵屋町二六三　京築烏丸ビル七階　つかさ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　稲垣　眞咲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府泉北郡忠岡町忠岡中一丁目一四三七番地、最後の住所大阪府和泉市唐国町四丁目一五番四八号　被相続人　亡　永原　久義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月五日
大阪市北区西天満一丁目七番四号協和中之島ビル五階　相続財産管理人　小谷　隆幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県佐用郡佐用町櫛田一五八番地、最後の住所兵庫県佐用郡佐用町西徳久九八七番地一
被相続人　亡　長田　義成

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月五日
兵庫県姫路市三左衛門堀西の町九五―二〇三　弁護士法人ひょうごパブリック法律事務所姫路事務所
相続財産管理人　弁護士　古市　敏彰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市中央区布引町三丁目二番地、最後の住所神戸市北区若葉台一丁目二番八号
被相続人　亡　藤谷　明義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月五日
兵庫県明石市大久保町駅前二丁目五番地の二　ウィステリア弐番館三〇二号　**吉**野司法書士事務所
相続財産管理人　司法書士　**吉**野　利華

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県川辺郡猪名川町清水字北谷一番地六二、最後の住所兵庫県川辺郡猪名川町清水字北谷一番地の六二
被相続人　亡　谷垣内京子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月五日
兵庫県宝塚市栄町二丁目二番一号ソリオ三―五階　相続財産管理人　福間　則博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県益田市遠田町二九五九番地三、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　原　浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月五日
島根県益田市水分町二番八号
相続財産管理人　羽柴　克郎

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十七年十月五日
一　墳墓等所在地　埼玉県新座市堀ノ内一丁目六番二号
一　墳墓等の名称　法臺寺　堀ノ内墓苑
一　死亡者の本籍及び氏名　秋田県能代市中沢字柏台六九番地の二　鈴木　喜一
一　改葬を行おうとする者　埼玉県新座市道場一丁目一〇番一三号　宗教法人　法臺寺　代表役員　岩崎　法翁